

EU関税や容器容量規制の撤廃、日本GIの保護を通じ、清酒・焼酎の競争力を高め、新たな市場を確保

発効前

清酒・焼酎の輸出は、米国、東アジア等比べてEU向けは少ない
 ※清酒の輸出量(平成30年):25,747KL、22,232百万円
 (内EU向け :1,809KL、1,334百万円)
 ※焼酎の輸出量(平成30年):2,195KL、1,530百万円
 (内EU向け:33KL、33百万円)

関税

EU側
 ・清酒 : 0.077ユーロ/L(約10円)
 (焼酎は無税)
 日本側
 ・清酒 : 70.4円/L
 ・焼酎 : 16%(従価税)

地理的表示(GI:Geographical Indication)

日本が指定したGIはEUでは保護されない
 ⇒日本以外の他国で製造された清酒(sake)であっても日本酒と称して販売することができる
 ※ 清酒では国レベルのGIとして「日本酒」(日本の米を原料とし日本国内で製造された清酒)を指定済み
 また、地域レベルのGIとして「山形」、「白山」を指定済み
 ※ 焼酎では「壱岐」、「球磨」、「薩摩」、「琉球」を指定済み

非関税措置

蒸留酒の容器容量規制
 ⇒EUへの輸出専用として、ビンの調達や瓶詰設備等の追加的な投資負担
 ・ 700mlや1,750ml等の決められた容量以外では流通・販売ができない
 ・ 日本で流通する焼酎は、主に四合瓶(720ml)や一升瓶(1,800ml)

発効後

清酒の関税や焼酎の容器容量規制の即時撤廃及びGI「日本酒」等の保護により、EU向け輸出の拡大を期待

EU側 清酒の関税を即時撤廃
 日本側 清酒・焼酎の関税を11年目に撤廃(段階的撤廃)

酒類GIの相互保護により清酒、焼酎のEU域内での保護を確保
 ⇒GI日本酒が保護されることにより、日本酒と他国で製造された清酒がEU域内で差別化されるなど、将来に渡り日本酒のブランド価値保護が実現される
 ※ 日本側もEUのGI(「シャンパン」、「ボルドー」等145名称。令和3年2月現在)を保護(日本の業者にとっての激変緩和措置として、5年間GIの先使用を認める)
 ※ 令和3年2月に相互保護となる清酒GIを追加(「灘五郷」及び「はりま」)

単式蒸留焼酎の容器容量規制の緩和
 ⇒単式蒸留焼酎について、日本で流通する四合瓶や一升瓶の輸出が可能

54 日米貿易協定:酒類の合意概要

【日本側】

- ✓ ワインについての関税撤廃は、TPPと同内容。
 (注)TPPでは、ボトルワイン、スパークリングワインは8年目無税(2025年4月～無税)。
- ✓ ワイン以外の酒類(清酒、焼酎等)は譲許せず。
 (注)TPPでは、清酒、焼酎は11年目無税。

【米国側】

米国への日本産酒類の輸出を促進するため、以下の非関税措置を約束。

- ✓ 日本の伝統的な四合瓶(720ml)、一升瓶(1.8L)等での輸出を可能とするため、ワイン、蒸留酒の容量規制の改正に向けた手続を進める。

米国の容量規制の改正により、米国内で流通可能な蒸留酒の容量に、日本が要望していた700ml、720ml、900ml、1.8Lが追加された(令和2年12月29日施行)。

- ✓ 米国での日本産酒類の10表示(注)の保護に向けた検討手続を進める。
 (注) 国税庁長官が指定した地理的表示:ぶどう酒(山梨、北海道)、蒸留酒(壱岐、球磨、琉球、薩摩)、清酒(日本酒、白山、山形、灘五郷)
- ✓ 米国での酒類の販売に必要なラベルの承認のための手続の簡素化。
- ✓ 米国市場における日本の焼酎の取扱いについてレビュー。